

ごみ出しの特例制度について

草津市では、市内の家庭から出るごみのうち、次の方が一時的に出されるごみの収集運搬について、通常の市の定期収集やクリーンセンターへの直接搬入以外に、本市の「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼して行える制度を設けています。

1. この制度を利用できる方

①同居者のない者の遺品整理をする方

または

②世帯員全員が次に掲げる者のみで構成される世帯

ア 満65歳以上の方

イ 障害者

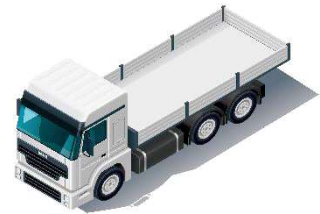
ウ 要介護認定を受けている方（「要支援」の方は除く。）

（40歳以上65歳未満の要介護者も対象です。）



2. 収集運搬の依頼先

- ・本市の一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、この制度に対応する業者（別紙「ごみ出しの特例制度対応業者一覧」をご参照ください。）



3. 費用

- ・市が定めるごみの「処分手数料」に、依頼先業者が見積る「収集運搬料」を加えた金額が必要です。代金は直接依頼先業者にお支払いください。
- ・業者によっては、ごみの分別が対応可能かどうか等、諸条件が異なりますので、排出者（または依頼者）ご自身で各業者へお問い合わせください。

4. 必要な手続き

- ・ごみを出す前に、ごみの種類やクリーンセンターへの搬入日、収集運搬業者等の確認を受けるため、資源循環推進課へ「家庭廃棄物確認依頼書」を提出する必要があります。（業者の中には、「家庭廃棄物確認依頼書」の提出を代行するところもあります。）

詳しくは、草津市役所資源循環推進課までお問い合わせください。



連絡先 〒525-0043 草津市馬場町 1200 番地 25（草津市立クリーンセンター内）

電話：077-562-6361

E-mail：shigen@city.kusatsu.lg.jp